

以下のとおり、当会意見を提出いたしました。

経済産業省経済産業政策局知的財産政策室

パブリックコメント担当 御中

中間とりまとめに対する意見

2015年1月30日

代表者氏名	会長 古谷史旺
団 体	日本弁理士会
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
電話番号	03-3581-1211 (代)
F A X 番号	03-3581-9188 (代)
電子メールアドレス	gyoumukokusai@jpaa.or.jp
<b>意見 (1)</b>	
・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	6 ページ (2) 技術の秘匿化ニーズの増大等 2 行目 「技術を秘匿化するニーズ」
・意見の内容	「技術を秘匿化し、保護を受けるニーズ」に変更すべきである。
・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	技術の秘匿自体で、特許出願と同様の保護を受けるような誤解や、そういった法整備をする印象を与える表現である。 技術の秘匿の場合、たとえ法改正がされたとしても、漏えい後の保護の困難性は依然高く、他社の独自開発技術への無力性は変わらない。 技術の秘匿と特許権とはそれぞれ一長一短がありどちらかに変えることができるものではない。秘匿を選択した技術であれ、秘匿しつつも、他方で、特許出願をし公開前に取り下げる対応を繰り返すなどの慎重さがなお求められてもよいとさえも考える。

以下のとおり、当会意見を提出いたしました。

<b>意見(2)</b>	
・ 該当箇所	21 ページ ⑦ 方向性 「一定の条件」
・ 意見の内容	今年度の実体法の改正においては、輸出入者等の主観的要件について、不競法2条1項所定の不正競争（請求原因）ではなく、不競法19条1項所定の適用除外（抗弁）として規定すべきである。
・ 理由	<p>今年度の実体法の改正で輸出入者等の主観的要件が不競法2条1項所定の不正競争（請求原因）として規定されてしまうと、来年度に更に検討されるべき税関による営業秘密冒用品の輸出入取締り手続きについて、対人的なものしか採用され難くなってしまい、ベスト案の創出に向けた来年度の更なる検討が過度に制約されてしまうおそれが高い。（なお、対人的な手続きでは、同じく対人的な裁判所の侵害訴訟のメリット・デメリットに鑑み、制度創設にもかかわらず、利用されないおそれが高い。）</p> <p>これに対し、今年度の実体法の改正で輸出入者等の主観的要件を不競法19条1項所定の適用除外（抗弁）として規定しておけば、税関による営業秘密冒用品の輸出入取締り手続きについて、来年度の更なる検討の結果の如何により、対人的なものでも、対物的なものでも、適宜採用しうる。</p>

<b>意見(3)</b>	
・ 該当箇所	22 ページ 1. 背景 3つめの・ 22 ページ 3. 各論 (1) 主観的要件 (①不正取得・悪意重過失で取得) 2つめの・
・ 意見の内容	「我が国企業」との記載は、単に「企業」とすべきである。
・ 理由	ここで想定される被疑侵害者（被告）は必ずしも「我が国」企業に限られない。

以下のとおり、当会意見を提出いたしました。

<b>意見(4)</b>	
・ 該当箇所	2 2 ページ 2. 全体像 1 つめの・の③
・ 意見の内容	「営業秘密を使用する行為により生じる物の生産等」は、「営業秘密を使用する行為により生じる同種の物の生産等」等への修正の検討を要する と考える。
・ 理由	現に生産し、販売している製品に対して、これと同種の製品の生産販売 等は企業に大きな経済的損失を与えるため、これを強く保護する必要性 はある。他方、生産も、販売もしていない商品においては、それが流通 したところで企業には大きな経済的損失は生じないことが多く、単なる ライセンスの問題になることが多いと考えられる。このような場合にま で、立証責任の転換が必要・相当かどうかは、推定の根拠となる使用の 蓋然性・経験則が弱くなる点も含めて、慎重に検討すべきであると考え る。 また、解釈できる範囲が広すぎると逆に、不要な紛争を起こしかねず、 企業活動の負担増や萎縮を生じさせることが危惧される。

<b>意見(5)</b>	
・ 該当箇所	2 4 ページ 3. 各論 (3) 対象行為 ※注 2 及び該当する物 2 つ目の ○の括弧書き
・ 意見の内容	2 4 ページ 3. 各論 (3) 対象行為 ※注 2 及び該当する物 2 つ目の ○の括弧書きの記載は削除等の検討を要する と考える。
・ 理由	意見 (3) の理由と同様の理由である

以上